

資料1（大阪府の最低賃金）

最低賃金の件名		時間額	効力発生日
地域別	大阪府最低賃金	704円	平成16年 9月30日
産業別	塗料製造業	828円	平成16年10月31日
	電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業	776円	
	一般機械器具製造業、暖房装置・配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	799円	
	自動車・同附属品製造業	790円	平成15年11月30日
	自動車小売業	786円	平成16年11月30日
	鉄鋼業	807円	平成16年11月30日
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	774円	平成16年11月30日
	各種商品小売業	749円	平成16年11月30日
備考	<p>1. 最低賃金には「地域別」と「産業別」の2種類があり、両方の最低賃金が同時に適用される場合には、いずれか高い方の最低賃金額が適用されます。 但し、次の者等は「産業別」の適用を除外され、「地域別」が適用されます。 18歳未満または65歳以上の者 雇入れ後3箇月未満の者であって、技能習得中の者 清掃または片付けの業務に主として従事する者</p> <p>2. 最低賃金に次の賃金は含みません。 精・皆勤手当、通勤手当、家族手当 1箇月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与など） 臨時に支払われる賃金（結婚手当など） 時間外・深夜労働および休日労働に対する賃金</p>		

資料2（残業手当の考え方）

契約時間を超えて残業させた場合には、残業手当を支払う義務があります。この場合の支払い方には次の3通りが考えられます。

1日の実労働時間が法定労働時間（通常は1日8時間）以内の場合は、労働契約において定めた時間給を支払うことで差し支えありません。

法定労働時間を超えた場合は時間給に25%増し、また法定の休日労働の場合は時間給に35%増し以上の賃金を手当として支給する必要があります。

深夜時間（午後10時から午前5時）に及んだ場合

上記の時間外労働の割増率（25%）に深夜割増率（25%）を加算して、時間給に50%増し（休日労働の場合は60%増し）した割増賃金の支払が必要です。

資料3（各種制度の実施状況別事業所数割合）

<複数回答>（単位：%）

	事業所数		定期昇給	ベースアップ	賞与	昇進昇格	退職金制度	配置転換	能力活用制度		
									職能資格制度	役職への登用	その他
正社員	[60.1]	100.0	67.4	43.4	88.1	59.7	77.8	49.6	31.1	40.0	6.5
パート	[56.6]	100.0	20.8	14.3	45.5	5.4	8.3	9.2	4.2	2.6	1.2
その他	[15.3]	100.0	22.5	20.9	53.7	7.5	14.2	13.0	7.0	3.8	3.1

（注）「その他」とは、正社員以外の労働者で、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い者をいう。

（資料出所）厚生労働省「平成13年パートタイム労働者総合実態調査」

パートタイマーの賃金・労務管理等について、専門家が相談をお受け致します。
 お気軽に当会パートタイマー係までご連絡下さい。TEL 06-6757-2551